



令和4年6月9日

商工部観光局観光振興課
直 通：092-643-3429
内 線：3712
担当者：金堀、駒澤

「福岡の避密の旅」観光キャンペーン 宿泊施設直接割引開始！ ～宿泊施設への直接の宿泊予約で利用できる割引制度～

- 6月13日から、「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの販売方法に、宿泊施設直接割引を追加します。
- これまでの販売方法（①宿泊予約サイトでの電子クーポン、②旅行会社での旅行商品割引）に③宿泊施設直接割引を追加し、更なる利用の促進を図ることで、観光産業をしっかりと下支えしていきます。
- ご利用にあたっては、ワクチン接種歴3回又は陰性の検査結果通知書の提示が必要です。また、ご利用できる宿泊施設は県の「感染防止認証マーク」を取得している本キャンペーンの登録宿泊施設に限られます。
- ご自身の感染防止に加え、人にうつさない対策をとって福岡県内の旅行をお楽しみください。

「福岡の避密の旅」観光キャンペーン 宿泊施設直接割引

○内 容

- ・対象の宿泊施設に直接宿泊予約（電話予約、宿泊施設公式サイト上での予約等）をした後、専用サイトに予約内容を入力し、「宿直割引クーポン」を発行すると、1人1泊あたり宿泊費の1/2以内、最大5千円を助成
- ・宿泊施設において最大2千円分の地域クーポン券を配付
※現地払いの際に利用可能。チェックイン前に事前決済されたものは対象外
※宿泊施設公式サイト又は電話での直接予約のみ対象。宿泊施設公式サイト以外の予約サイトは対象外
※「福岡の避密の旅」前売り宿泊券やコンビニ宿泊券、宿泊割引クーポン（OTA）、GoToトラベルとの併用・同時利用は不可
※宿泊施設直接割引の概要は別紙のとおり

○発行期間：令和4年6月13日（月）～令和4年6月30日（木） ※予算到達次第終了

○利用期間：令和4年6月13日（月）～令和4年6月30日（木）

※令和4年7月1日チェックアウトまで

※キャンペーン再開（令和4年4月8日）以降に行った直接宿泊予約に対し利用可能

※利用期間中に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置等が県内に適用された場合は、その期間中の利用を停止

○利用条件：①本人確認書類の提示

②ワクチンの接種歴（3回接種済）又は陰性の検査結果通知書の提示

<「福岡の避密の旅」特設サイト>

URL：[https:// fukuoka-himitsu-travel.jp/](https://fukuoka-himitsu-travel.jp/)



「福岡の避密の旅」観光キャンペーン 宿泊施設直接割引の流れ

＜旅行者様が宿泊施設へ直接、下記いずれかの方法で予約をします＞



- 電話での予約
- 宿泊施設の公式サイトでの予約

※お支払いは現地払いのみ

＜STAYNAVIでクーポン発行をします＞

- 1, STAYNAVIで会員登録をします
- 2, マイページでクーポン発行をします

※ご旅行者様ご自身でクーポン発行をしてください。
宿泊施設によっては、宿泊施設が代理で発行する場合があります。

【チェックイン】

STAYNAVIで発行した宿泊クーポンを印刷してお持ちいただくか、スマホなどでメールやクーポンの画面をチェックイン時に提示してください。あわせて、ワクチン接種証明書または検査結果通知書（有効期限内のもので検査結果が陰性のもの）、および公的な身分証明等の必要書類を提示します。

※施設代理発行の場合は宿泊施設が発行した宿泊クーポンの内容を確認し署名します。

【注意事項】

チェックイン時に参加者全員の下記の書類確認が必要となります。
必要書類の詳細はキャンペーン公式サイトを必ずご確認ください。
※ご用意が無い場合はキャンペーンをご利用頂く事が出来ませんのでご注意ください。

- 割引利用対象者全員が確認できる本人確認書類
- 割引利用対象者全員の予防接種済証等(ワクチンを3回接種済であるもの)
または検査結果通知書(有効期限内のもので検査結果が陰性のもの)

【チェックアウト】

精算します。(割引後の宿泊代金を支払います)

※「福岡の避密の旅」(第2弾)県民向け前売り宿泊券・旅行券及び「福岡の避密の旅」観光キャンペーン(第1弾・第3弾・第4弾)コンビニ宿泊券、宿泊割引クーポン(OTA)、Go To トラベルとの併用・同時利用はできません。
ただし、福岡県内の市町村が行う助成制度との併用は妨げません。

※STAYNAVI へは「福岡の避密の旅」特設サイトから6月13日よりアクセスが可能となります